ID:　6

担当部署:　企画部 市長公室 DX行革推進課

処分の概要	指定の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例　第10条第1項
例規番号	平成16年条例第22号

【根拠条文】

（指定の取消し等）

第10条　市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2　第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日